6H-4

被災地における選挙情報提供の課題：被災者の情報環境の観点から

河村　和徳†

東北大学大学院情報科学研究科†

1. はじめに

2011 年は 4 年に 1 度の統一地方選挙の年であった。が、3 月 11 日に起こった東日本大震災によって、岩手・宮城・福島の被災 3 県の統一地方選挙は延期されることになった。岩手県の知事選・県議選は 9 月に、宮城県と福島県の県議選は 11 月にそれぞれ延期されたのである。

被災地、とりわけ仮設住宅に避難した被災者にとって、選挙は自らの苦境を訴えることができる大きな機会である。多くの被災者が選挙での投票を期待した。

2. 選挙公報 WEB 掲載の判断

しかし、東日本大震災による三陸沿岸の津波被害と福島原発事故の影響は、自らの住所地に住めない多くの避難者を生み出した。そのため、彼らに対し、どうやって選挙情報を提供するかが大きな課題となった。選挙情報は、有権者の投票参加を促す重要な要素であり、投票先を決める上でも重要になってくるからである。

2011 年 7 月 29 日、片山善博総務大臣（当時）は、参議院政治倫理・選挙制度特別委員会において、被災地の選挙における情報提供のあり方について答弁を行った。その際、片山総務大臣は、被災地の有権者に対して選挙情報を提供する手段として、情報技術を積極的に活用する必要があることを指摘した。そして、ホームページ上への選挙公報の掲載は法的に可能であるという判断を示した。インターネット上に選挙公報を掲載するという判断は、「ネット選挙が解禁されていない日本では法的制約がある」という認識を大きく変えるものとなった。

この片山答弁を受け、総務省は、8 月 11 日付で岩手・宮城・福島の 3 県にその旨を通知した。選挙公報を配布する大規模な自治体として喫緊に選挙が迫っていたのが、仙台市選挙管理委員である。仙台市選管はこうした流れを踏まえ、8 月 28 日投票の仙台市議会議員選挙における選挙公報を、ホームページ上に掲載した。

全戸配布が原則の選挙公報であるが、県外も含めて避難している有権者が多数おり、選挙公報の配布に時間と労力がかかることを考えると、有権者への情報提供の一環としてはホームページにも選挙公報を掲載したことは、一般的には妥当な措置と考えられる。とりわけ、不在者投票・期日前投票を希望している避難者にとってみれば、「インターネットに接続できる環境下にある」という条件があるものの、候補者情報を手に入れることができるようになったことは、投票参加を促す視点からも有意義であった可能性がある。

なお、被災者の避難先の把握に戸惑っている選挙管理委員会にとっても、選挙公報を配布する時間と労力を省略できるという点で、選挙広報の WEB 掲載はメリットがあった。

3. 選挙公報 WEB 掲載の限界

3.1 偏った内容

8 月末の仙台市議会議員選挙は、統一地方選挙が延期された中でも最も早く行われた選挙の 1 つであり、選挙公報が WEB 掲載された初めての選挙の 1 つでもあった。

選挙公報は、候補者から提出されたものをそのまま掲載するため、候補者が訴えたい内容が書かれている媒体と見なすことができる。ただし、それには、有権者が必要とする情報が書かれているとは必ずしも限らない。たとえば、表 1 は、仙台市議選で立候補者した 72 名の候補者の選挙公報に記載した公約の内容を数えてみると、震災前で重要な争点と目されていた「行財政改革」に言及した者は 20%に満たず、「公務員改革」を言及した者は 1.4%にすぎない。多くの候補者が、防災対策と放射能対策、そして安全な子育てに言及し、選挙の公約は震災一色な雰囲気であった。

Problems of Providing Electoral Information in the Disaster-Affected Regions

† Kazunori Kawamura, Graduate School of Information Sciences, Tohoku University

Copyright ©2013 Information Processing Society of Japan.
All Rights Reserved.

表 1. 仙台市議会議員選挙での公約言及状況

項目	言及率
社会福祉全般	38.9%
消費者保護	6.9%
教育・子育て	75.0%
スポーツ・文化	18.1%
高齢化対策	40.3%
外交	2.8%
農林水産	16.7%
市内経済(中小)	52.8%
広域経済	12.5%
観光	12.5%
交通	13.9%
通信	4.2%
行財政改革・情報開示	18.1%
議会改革	27.8%
住民参加	5.6%
地方分権	4.2%
公務員改革	1.4%
住宅政策	29.2%
防災・安全安心	65.3%
新しい公共・コミュニティづくり	20.8%
エネルギー政策	23.6%
環境	18.1%

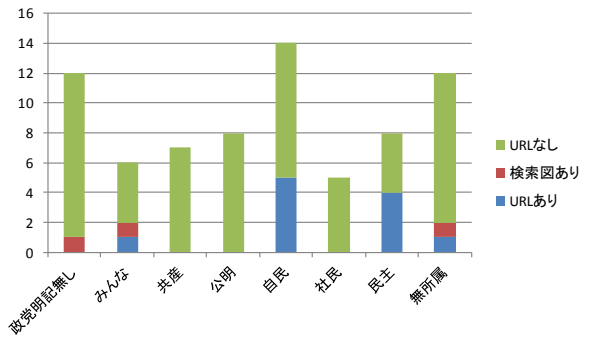

図 1. 選挙公報内での URL 記載状況

また、図 1 からわかるように選挙公報に URL を掲載することで追加の情報を提供するという者は、多くはなかった。

選挙公報だけを WEB に掲載しても、提供できる情報は限定的にならざるをえない。ネット選挙の解禁までつながらないと、効果はあがらないであろう。

3.2 被災地の情報環境

筆者がヒアリングした限り、被災地の選挙管理委員会職員の多くは選挙公報のホームページに掲載できるようになったことに対する評価は比較的好意的であった。ただし、全ての有権者が評価しているわけではなかったことを、我々は記憶しておく必要がある。

選挙公報が WEB 上に PDF ファイルでアップされる方法は、ローコストではあるが、かえって選挙におけるデジタル・ディバイドを助長する可能性がある。情報弱者である者（老人やインターネットに接続できない環境にある者）の中には、選挙公報法をきちんと配布してほしいという声もないわけではない。

とりわけ、仮設住宅住民の批判は大きく 2 つにまとめることができる。第一の批判は、上述のデジタル・ディバイドである。三陸沿岸部の小さなコミュニティで漁をして生活していた仮設住宅居住者に、「選挙の情報はネット上にあります」と言っても、彼らからは「無責任」という回答が帰ってくる。公営選挙では「あまねく全て」の有権者をフォローしなければならず、そこに乗り越えなければならない「壁」があるとも言える。

第二の批判は、仮設住宅のネット環境を改善しようという動きがない中で、情報活用が叫ばれた点である。そもそも「仮設住宅には、基本的に固定電話がないし、インターネットのブロードバンド回線が通っていないので、選挙管理委員会のホームページ上に選挙公報を載せられても被災者はみることができない（釜石市市議会議員）」。理由は、仮設住宅の用地は、そもそも空き地や校庭等が流用されている。そもそも回線事態が貧弱なのである（また災害時用衛星回線の利用は高価であり、安易に活用できる状況にない）。

ある仮設住宅の住民は、「仮設住宅居住者の多くは携帯電話を被災で持ったので、それを活用してほしい」と述べていた。「WEB 掲載されて画期的」と手放しで喜ぶのではなく、被災者の声に耳を傾けてよりよい方向を考える必要があるのではないだろうか。

4. おわりに

仮設住宅の居住者がおそらく「日本で最も政治に期待する有権者」であろう。しかし、その一方で、「それにも関わらず、情報を集めるのが極めて困難な有権者」でもある。とりわけ、地域コミュニティから切り離されて仮設住宅に入居している老人は、選挙情報を集めることすらままならない。

ネット選挙の解禁だけではなく、いかに有権者に選挙情報を提供したらよいか、被災者目線を加えて検討していく必要があるだろう。そして、そうした検討は将来の大規模災害後の被災地の選挙に活かされると思うのである。

Copyright ©2013 Information Processing Society of Japan.
All Rights Reserved.